

2022 年度事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団

目 次

I 3か年計画

【1】法人運営	1
【2】高齢サポート課	2
【3】障がいサポート課	6

II 単年度計画

【1】法人運営

1. 実施事業	10
2. 理事会・評議員会の開催予定	10
3. 監事監査の実施予定	11
4. 研修計画	11
5. 地域における公益的な取組み	11
6. 重点取組事項	12

【2】高齢サポート課

1. 高齢サポート課総務班	13
2. 老人福祉センター	15
3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）	17
4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）	20
5. ヘルパーステーション岡福（訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）、産前産後ホームヘルプサービス）	22
6. 養護老人ホーム	24
7. 居宅介護支援事業所	26
8. 地域包括支援センター	28
9. 要介護認定調査事業	31
10. 法人後見事業	32
11. 福祉人材育成事業	33
12. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）	34

【3】障がいサポート課

1. 障がいサポート課総務班	36
2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）	37
3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）	39
4. そだちの家（生活介護）	41
5. にじの家（生活介護、日中一時支援）	43
6. 友愛の家（地域活動支援センター）	45
7. 福祉の村相談支援事業所	46

8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援事業、 日中一時支援、保育所等訪問支援）	47
9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）	50
10. みどりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）	52
11. こども発達センター等管理事業	54
12. 放課後等デイサービスあずき	55
13. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）	57
14. 【新規】放課後等デイサービスほたる	59

I 3か年計画

【1】法人運営

1. 経営方針

社会福祉法人として、透明性、公正性の高い組織統治を行うため、経営組織のガバナンス及び財務規律の強化を図り、安心、安全な福祉サービスを提供する。また、地域における福祉サービスの中核的役割を担うため、地域福祉のニーズに応える事業活動を積極的に展開し、地域に根ざした、頼られる事業団を目指す。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2022 年度	・ 社会保険の適用対象者拡大 ・ 育児、介護休業法の改正 ・ 職場におけるパワーハラスメント対策の義務化 ・ 安全運転管理者の選任及び酒気帯びの有無の確認強化（改正道路交通法施行規則）
2023 年度	・ 理事、監事任期満了に伴う選任 ・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始 ・ 会計監査人設置の義務化
2024 年度	・ 介護事業者による業務継続計画の策定が義務化

3. 重点取組事項

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
会計監査人の設置	準備	実施	⇒
福祉避難所受入れ体制の確立	協議	実施	⇒
職員育成体制の見直し	検討	準備	実施
職員採用方法の見直し	検討	実施	⇒
定年退職年齢の検討	情報収集	検討	⇒
社会保険の適用対象者拡大	実施	⇒	⇒
適格請求書等保存方式への移行	準備	実施	⇒

【2】高齢サポート課

1. 経営方針

専門職としてのノウハウを活かした質の高いサービスを提供するとともに、利用者が望む多様な福祉サービスの個別ニーズへの対応を積極的に行う。また、入所、通所、訪問の各サービス提供事業と相談援助事業の連携を強化するとともに、介護予防、認知症予防に重点を置きつつ、各地域で必要とされる要支援、要介護サービスを継続的に展開する。更に、安定した事業運営を目的に、収支バランス、公益的な視点などから事業の継続について検証し、収益性の向上を図る。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2022 年度	・ 第 4 次岡崎市地域福祉計画開始
2023 年度	・ 介護保険制度改正、介護報酬改定に向けた情報収集
2024 年度	・ 介護保険制度改正、介護報酬改定 ・ 第 9 期岡崎市地域包括ケア計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（2024～2026 年度）開始
その他	・ 65 歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。 ・ 世帯主が 65 歳以上の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加していく。 ・ 2025 年を目途に、「地域包括ケアシステム」の構築を継続して実現していく。 ＊自立支援・重度化防止 ＊医療・介護の連携 ・ 2025 年を目途に、認知症施策を「共生」「予防」の両輪で進めていく。 ＊運動や適切な食事、人との交流による発症予防 ＊周囲や地域の力で生活上の困難を減らし、幸せに暮らせる基盤づくり ・ 今後、「地域共生社会」の構築の実現に向け、地域づくりを強化していく。 ＊地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ＊住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを支援 ＊世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、総合的な支援体制づくりの推進 ・ 2025 年（団塊の世代が 75 歳以上となる）と 2040 年（団塊ジュニアの世代が 65 歳以上となる）の人口構造の変化により、人手不足が懸念される。 ＊生産性の向上 ＊人材育成

3. 重点取組事項

(1) 高齢サポート課総務班

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
次期指定管理業務の方向性決定	検討・協議	協議・提案	協議
短期集中型通所サービスの運営方法の見直し	実施	検証	協議
I C T（情報通信技術）の活用支援	実施	検討・準備	実施
スキルアップ研修計画の実施・見直し	実施	検討・準備	実施
【新規】2021 年度介護保険法改正に伴う対応	調整・実施	検討	調整・実施

(2) 老人福祉センター

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
地域福祉活動の推進	実施	⇒	⇒
来館者の満足度向上を目指した運営	検討・実施	検討・実施	検討・実施
老人福祉センターの在り方についての岡崎市への提案	検討・協議	協議・提案	協議
S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した広報の拡大	検討・実施	⇒	⇒
【新規】S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した予約・申込みシステムの構築		検討	調整

(3) デイサービスほほえみ

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
自立支援を軸とするプログラムの見直し	実施	⇒	⇒
介護者支援サービスの新設	検討・実施	⇒	⇒
【新規】先進的介護技術の習得	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	実施	検討・準備	実施

(4) デイサービスほのぼの

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
若年性認知症に特化したプログラムの構築	検討・実施	⇒	⇒
認知症の理解を目的とした地域連携の強化	検討・実施	⇒	⇒
介護ロボット（コミュニケーション支援）の導入	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	実施	検討・準備	実施

(5) ヘルパーステーション岡福

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
加算算定の安定化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	実施	検討・準備	実施
【新規】I C T（情報通信技術）の応用（書類のデータ化）		検討	実施
保険外訪問サービスの提供	実施	⇒	⇒

(6) 養護老人ホーム

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
感染予防対策（新型コロナ）の取組みの継続	実施	⇒	⇒
社会復帰に向けた支援の実施	実施	⇒	⇒
短期保護事業における新たな加算の算定	実施	⇒	⇒
【新規】I C T（情報通信技術）の活用	実施	検討・準備	実施

(7) 居宅介護支援事業所

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実施	実施	⇒	⇒
複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化	実施	⇒	⇒
I C T（情報通信技術）の活用	実施	検討・準備	実施
【新規】情報発信力の強化	検討・実施	⇒	⇒

(8) 地域包括支援センター

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの推進	実施	⇒	⇒
地域ケア会議などの充実	実施	⇒	⇒
複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化	実施	⇒	⇒
人材育成の強化	実施	⇒	⇒
【新規】情報発信力の強化	検討・実施	⇒	⇒

(9) 要介護認定調査事業

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
収支バランスのとれた事業運営	実施	⇒	⇒

(10) 法人後見事業

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
安定した支援体制の構築	実施	⇒	⇒

(11) 福祉人材育成事業

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
研修等開催方法の見直し	検討・実施	⇒	⇒
地域に向けての勉強会などの開催	準備・実施	検討・実施	⇒

(12) 年金者住宅ゆとりの里

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
オプションサービスの安定化	実施	⇒	⇒
【新規】オプションサービスの充実		検討	実施
【新規】施設の在り方の検討（施設修繕計画を含む）	実施		
広報活動の充実	実施	⇒	⇒
身体機能の維持及び健康面の支援の継続	実施	⇒	⇒

【3】障がいサポート課

1. 経営方針

2021年度に岡崎市から譲渡された福祉の村成人施設については、指定管理で行ってきた質の高いサービス内容は維持しつつも、法制度の改正、社会情勢や利用者ニーズの変化などの情報を柔軟にとらえて新しい取組みに生かす。

児童施設については、幼児期、学齢期に専門性の高い療育を提供し、安心・安全なサービスを行う。岡崎市障がい児福祉計画に示されているように利用者の増加が見込まれるため、適切な時期に適切な療育が受けられるように新規事業展開についても積極的に実施する。また、地域活動支援センター、相談支援事業の機能を活かして、地域福祉の活性化に貢献し、切れ目ない相談支援を行う。

これまで培ってきたノウハウを活かした良質かつ多様な福祉サービスを提供するとともに、利用者から求められるサービスが提供できるように計画を策定し、自立性と透明性のある安定した事業経営を行う。

2. 取り巻く環境の変化（制度改正、国や市の方針、重要な契約の更新など）

年度	内容
2022 年度	・ 岡崎市「第4次岡崎市地域福祉計画」開始 ・ 障害者虐待防止法改正による運営基準の義務化
2023 年度	・ 国「障害者基本計画(第5次)」開始 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法改正(報酬改定)に向けた情報収集
2024 年度	・ 愛知県、岡崎市「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」開始 ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法改正(報酬改定)予定
その他	・ 岡崎市の身体障がい者手帳所持者は、約11,500人でほぼ横ばい傾向であり、65歳以上が68.1%で18歳以上65歳未満は減少傾向にあるが、65歳以上は増加傾向にある。 ・ 岡崎市の療育手帳所持者は約3,000人で年々増加傾向にある。18歳未満は約950人(31.9%)、18歳以上65歳未満が約1,900人(62.8%)、65歳以上は約160人(5.3%)で、全年齢増加傾向にある。 ・ 岡崎市の精神障害者保健福祉手帳所持者は約3,800人で年々増加傾向にあり、18歳以上65歳未満が約3,000人(78.2%)と最も多いが、全年齢増加傾向にある。 ・ 難病患者などについては、2020年の岡崎市の特定医療費(指定難病)の受給者は約1,900人と減少傾向にある。(第5次岡崎市障がい者基本計画より)

3. 重点取組事項

(1) 障がいサポート課総務班

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
障がい児通所支援事業所の建築・開設	建築	開設	⇒
新規事業の検討・実施準備	検討	実施・検討	実施
請求ソフトの導入	調査・検討	検討	一部試行導入
給食提供方法の検討	調査	検討	⇒

(2) 希望の家

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
請負作業の安定・環境整備（就労継続支援 B 型）	検討	実施	⇒
施設外就労（就労移行）の安定	実施	⇒	⇒
自主製品の共同開発（希望の家・のぞみの家）	調査	協議	実施

(3) のぞみの家

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業所定員の見直し	検討	実施	⇒
請負作業の安定・環境整備	実施	⇒	⇒
自主製品の共同開発（希望の家・のぞみの家）	調査	協議	実施
送迎車両リース化に向けた取組み	検討	実施	⇒

(4) そだちの家

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
強度行動障がい者への支援強化	検討	実施	⇒
リハビリの充実	実施	⇒	⇒
送迎車両リース化に向けた取組み	実施	⇒	⇒

(5) にじの家

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
新規利用者獲得手法の整理	検討	実施	⇒
医療機関など地域連携の強化	実施	⇒	⇒
送迎車両リース化に向けた取組み	実施	⇒	⇒

(6) みりの家

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
勤務時間・体制の見直し	検討	実施	⇒

(7) 友愛の家

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
新規登録者獲得手法の強化（SNSの活用など）	調整・検討	実施	⇒
実施サービスの見直し	調整・実施	⇒	⇒

(8) 相談支援事業所

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
人材育成の強化	検討	実施	⇒
医療機関など地域連携の強化	実施	⇒	⇒
訪問業務の効率化	調査	協議	実施

(9) こども発達支援センター

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
次期指定管理申請に向けた準備	検証	検討	⇒
事業団児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒

(10) こども支援センターすだち

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業団放課後等デイサービス間での業務水準など統一及び各デイの特色や受入れ基準の棲み分けなど検討・実施	検討・実施	⇒	⇒
事業団児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒

(11) こども発達センター等管理事業

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
有料施設の利用促進	実施	⇒	⇒
ホームページの見直し	検証・調整	実施	⇒

(12) 放課後等デイサービスあずき

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業団放課後等デイサービス間での業務水準など統一及び各デイの特色や受入れ基準の棲み分けなど検討・実施	検討・実施	⇒	⇒

(13) こども支援センターみどり

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業団放課後等デイサービス間での業務水準など統一及び各デイの特色や受入れ基準の棲み分けなど検討・実施	検討・実施	⇒	⇒
事業団児童発達支援事業所間での業務水準の統一	検討・実施	⇒	⇒

(14) 【新規】放課後等デイサービスほたる

項目	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業団放課後等デイサービス間での業務水準など統一及び各デイの特色や受入れ基準の棲み分けなど検討・実施	検討・実施	⇒	⇒
収支安定化のための稼働率上昇	実施	⇒	検証

Ⅱ 単年度計画

【1】法人運営

1. 実施事業

(1) 指定管理事業

- ・岡崎市総合老人福祉センター
- ・岡崎市地域福祉センター（中央、北部、南部、西部、東部）
- ・岡崎市こども発達センターこども発達支援センター

(2) 受託事業

- ・介護予防事業
- ・短期集中型通所サービス（高年者、中央、南部、西部、東部）
- ・産前産後ホームヘルプサービス事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・地域包括支援センター（高年者、ふじ、中央、北部、南部、西部、東部）
- ・要介護認定調査事業
- ・地域活動支援センター（友愛の家）
- ・障がい支援区分認定調査

(3) 自主事業

- ・障害福祉サービス事業（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）
- ・訪問介護事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・法人後見事業
- ・福祉人材育成事業
- ・住宅型有料老人ホーム（年金者住宅ゆとりの里）
- ・日中一時支援事業（にじの家、みのりの家、こども発達支援センター）
- ・相談支援事業所
- ・児童発達支援事業（みどり、すだち）
- ・放課後等デイサービス（あずき、みどり、すだち、ほたる（2022年6月開所予定））

2. 理事会・評議員会の開催予定

開催予定年月	議案など	
2022年6月	理事会	2021年度事業報告 2021年度決算報告及び認定 定時評議員会の開催 （報告）理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
	評議員会	2021年度事業報告 2021年度決算報告及び認定
2022年11月	理事会	（報告）理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
2023年3月	理事会	指定管理業務に関する年度協定の締結 2023年度事業計画 2023年度資金収支予算

2023年 3 月	評議員会	(報告) 2023年度事業計画 (報告) 2023年度資金収支予算
-----------	------	--------------------------------------

3. 監事監査の実施予定

実施予定年月	監査内容
2022年 5 月	2021年度決算監査
2022年 11月	2022年度中間監査

4. 研修計画

対象者	研修内容
管理職員	・ 人事評価（期初、評価前） ・ 定着率アップ！やる気を引き出す承認マネジメント
中堅職員	・ 職場コミュニケーション力強化 ・ モチベーションアップ ・ 職場活性化のためのストレスケア
新規採用職員	・ 新規採用職員研修Ⅰ（事業団概要、グループワークなど） ・ Ⅱ（接遇マナー） ・ Ⅲ（1年の振り返り）
全職員	・ 虐待防止
その他	・ 送迎車両運転実技講習会

5. 地域における公益的な取り組み

項目	内容
地域の要支援者に対する権利擁護支援	・ 法人後見事業
地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	・ 養護老人ホームで作った作物のこども食堂への提供 ・ 支援団体への地域福祉活動助成金の支給
既存事業の利用料の減額・免除	・ 介護サービス利用料軽減（社福軽減）
地域の福祉ニーズなどを把握するためのサロン活動	・ 老福出張サロン ・ 出前出張測定
地域住民に対する福祉教育	・ 福祉人材育成事業による研修の実施 ・ 実習生・職場体験の受入れ
その他	・ 地域ふれあい夏祭り ・ 高年者センターまつり ・ 福祉の村夏祭り ・ 福祉の村クリスマス会 ・ 街頭監視活動の実施 ・ 福祉避難所協定の締結

6. 重点取組事項

(1) 会計監査人の設置準備

2023年度からの会計監査人の設置に向け、適切な準備を行う。

項目	計画
【新規】会計監査人の決定・契約締結	12月までに
【新規】予備調査の実施	3月までに

(2) 職員採用方法の見直し

安定した人材確保を行うため、職員の採用方法の見直しを検討し、2023年度からの運用を目指す。

項目	計画
【新規】現状の職員採用方法の課題を抽出	6月までに
【新規】見直し案の作成	10月までに
【新規】関連規程の整備	3月までに

(3) 社会保険の適用対象者拡大への対応

2022年10月からの臨時職員に対する社会保険の適用対象者拡大に伴い、円滑に移行できるよう準備を進める。

項目	計画
【新規】臨時職員の労働条件の確定	7月までに
【新規】新たに被保険者となる職員の資格取得届出の準備	10月までに

【2】高齢サポート課

1. 高齢サポート課総務班

(1) 事業の概要

課内の庶務的な事務を行うとともに、各事業を統括する。

(2) 重点取組事項

ア. 次期指定管理業務の方向性決定

「岡崎市公共施設等総合管理計画」では、「高年者センター岡崎、各地域福祉センターについて、高齢者のみを対象とする老人福祉センターを継続するのか、あるいは事業形態の見直しを図るのかなどの課題について整理を進める。事業形態の見直しにより、収益性が見込めるなど民間での経営が可能となる場合は、将来的に岡崎市福祉事業団への譲渡も視野に入れて検討を進める。」と書かれている。

今後の法人運営に非常に大きな影響があることから、施設譲渡の条件整理や次期指定管理業務の内容について慎重に検討する。また、検討案を法人内で共有し、方向性を確認するため、岡崎市と協議を行う。

項目	計画
課内での検討・情報共有	月1回
【新規】法人内で検討案を共有	年4回
【新規】岡崎市との協議	年6回以上

イ. 短期集中型通所サービスの運営方法の見直し

現在は、デイサービスで運営（発足時にデイサービスの営業日のうち、週1日を当該サービスへ変更）しているが、従前の収支を維持できる稼働状況ではない。収支状況を改善するため、運営方法を検討し、2021年10月から南部と東部の実施場所を、老人福祉センターへ変更した。また、2022年4月からは西部で改める予定である。地域包括支援センターとも情報共有しながら、サービスの質の向上をめざし、運用方法を更に検討する。

項目	計画
運用検討会の開催	月1回
【新規】運用上の課題解決	9月までに

ウ. ICT（情報通信技術）の活用支援

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステム（介護業務支援ソフト）の活用方法を各事業で検討できるよう、システムメーカーへ要望依頼などをして、支援する。また、新たなICTの活用を提案する。

項目	計画
各事業の活用検討会への出席	年4回以上
【新規】新たな機能の活用や導入のための勉強会の開催	年1回以上
【新規】新たなICTの活用提案	9月までに

エ. スキルアップ研修計画の実施・見直し

職員のより一層のスキルアップを図るため、2020年度に策定したスキルアップ研修計画を、2021年度に見直し、更新した。更に、総務課の重点取組事項「職員育成体制見直し」を踏まえ、必要に応じてその内容を反映させた計画に見直す。

項目	計画
研修計画の見直し	3月までに

オ. 2021年度介護保険法改正に伴う対応

2021年度介護保険法改正に伴い、全介護保険サービスの運営基準に「感染対策の強化」、「業務継続計画に向けた取組み強化」、「虐待防止の推進」が追加され、それらに対応する必要があるため、2023年度までの経過措置があるものの、2022年度中に法人内で連携し、整備をしていく。

項目	計画
【新規】調整会議の開催	月1回（9月まで）
【新規】運営基準の整備	9月までに

<社会福祉事業>

2. 老人福祉センター

(1) 事業の概要

市内に在住する 60 歳以上の方を対象に、教養講座や生涯学習講座、介護予防教室などを企画、運営し、地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図る。また、趣味の活動やレクリエーション、健康な体づくりを行う場として施設を提供するとともに、健康に関することなど、各種相談に応じる。

(2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
高年者老人福祉センター	110,163	27,818	55,900	85,000
中央地域老人福祉センター	43,247	10,405	10,700	13,200
北部地域老人福祉センター	29,273	7,081	10,800	19,000
南部地域老人福祉センター	36,052	10,924	17,000	20,800
西部地域老人福祉センター	33,589	9,356	13,000	22,500
東部地域老人福祉センター	33,130	10,153	16,500	25,000
計	285,454	75,737	123,900	185,500

※中央は、施設の不具合により 5 月から入浴利用を中止している。

(3) 利用計画に対する取組み

新型コロナの感染状況の変化に合わせて、感染防止対策におけるガイドラインを緩和の方向で更新していく。安全性を保ちながら、新しい生活様式に沿った利用方法を推進し、来館者数を増加させるための取組みを進める。

季節ごとの行事をはじめ、園や学校との連携による多世代交流イベントを継続して実施し、介護予防の取組みや新たなイベントを実施する他、老人福祉センターの情報発信、地域ニーズの収集などを行い、地域住民に求められる施設運営を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 地域福祉活動の推進

地域に必要とされるセンターを目指すため、健康づくりや介護予防に関する提案を、老人福祉センターの取組みの紹介とともにを行い、また、地域の活動や行事などへの参加により、双方向の交流を進める。

また、地域のニーズを抽出し、地域に開かれた運営を目指すため、運営懇談会の開催を通じて、老人福祉センターの利用者や地域住民との意見交換を行う。

項目	計画
高齢者の活動の場づくりの推進 ・ロビーなどの開放、活用	各館：月 15 日以上
高齢者の健康の場づくりの推進 ・施設での岡崎ごまんぞく体操の実施	各館：年 20 人以上 (新規参加者数)
運営懇談会の開催	各館：年 2 回以上
多世代交流イベントの開催	各館：年 1 回以上
地域の行事への積極的な参加	各館：年 1 回以上

イ．来館者の満足度向上を目指した運営

来館者の満足度向上と、これまで利用したことのない利用者の獲得を目指し、新たなイベントを企画し、実施する。

また、来館者へのサービスの質の向上を念頭に置き、高齢者の通いの場にふさわしい接遇が行えるよう、オンライン研修を受講するとともに、O J T（現任訓練）を実施し、職員の接遇技術の向上を目指す。

項目	計画
新たなイベントの企画・実施	各館：年 4 回以上
接遇技術の向上のための O J T（現任訓練）の実施	各館：年 1 回以上

ウ．老人福祉センターの在り方についての岡崎市への提案

高齢者のライフスタイルは多様化しており、地域がセンターに求める福祉ニーズも変化している。地域福祉の総合拠点として、住民に必要とされる施設を目指すとともに、将来的にもその存在意義を高め、在り方や必要性を岡崎市へ提案できるよう、当課総務班の重点取組事項「次期指定管理業務の方向性決定」との整合性を取りながら、協議する。

項目	計画
【新規】岡崎市との協議	年 6 回以上
先進地視察の考察	9 月までに

エ．SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した広報の拡大

利用者や地域に、より早く幅広い情報を発信するため、老人福祉センターの活動に則した SNS の活用を進めるための枠組みを整える。

項目	計画
老福広報委員会の開催	全館：年 6 回以上

3. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）

（1）事業の概要

日常生活を営む上で介護を要する方や、積極的に介護予防に取り組む必要のある方を、専用の送迎車両で自宅から送迎し、入浴・排泄・食事などの介助や機能訓練などの支援を行い、高齢者が住み慣れた環境で、より自立した生活を継続できるようサポートする。

（2）利用計画

通所介護稼働率（％）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	76.9	66.5	62.7	83.5
中央デイサービスほほえみ	79.6	78.3	79.0	85.0
北部デイサービスほほえみ	80.1	83.1	86.6	88.0
南部デイサービスほほえみ	81.5	74.3	79.0	82.0
西部デイサービスほほえみ	74.1	67.3	66.5	75.0
東部デイサービスほほえみ	88.6	86.8	85.8	90.4
平均	80.1	76.1	76.6	84.0

短期集中型通所サービス（ぼじていぶ）稼働率（％）

サービス区分（※）	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	19.3	25.4	32.0	55.0
中央デイサービスほほえみ	29.7	38.8	37.0	57.0
南部デイサービスほほえみ	20.0	17.2	51.6	80.0
西部デイサービスほほえみ	17.3	31.1	25.0	73.0
東部デイサービスほほえみ	17.0	40.2	30.0	80.0
平均	20.7	30.5	35.1	69.0

※一体的な事業として、「デイサービスほほえみ」のサービス区分に含める。

（3）利用計画に対する取組み

月2回以上の居宅介護支援事業所への営業活動時に利用者のADL（日常生活動作）の状況を具体的に分かりやすく伝えとともに、専門職の指導による機能訓練の取組みを積極的にアピールしていく。また、ニーズに合わせた個別対応を行う体制があることも伝えていく。利用者だけでなく家族も含めて、変則的な利用や送迎の時間など、細かなニーズを把握し、柔軟で、きめ細かな個別対応を行うことで、満足度の向上につなげる。また、感染防止対策の一つとして、インカムを導入し、職員がどこにいても、利用者の状況把握ができるような体制をとり、事故防止に努めていく。更に、定期的に発行しているデイサービス通信は、特色が一目で分かるよう見直しを図り、介護支援専門員との連携を深め、新規契約者の獲得につなげる。

(4) 重点取組事項

ア. 自立支援を軸とするプログラムの見直し

機能訓練や入浴、レクリエーションなどにおいて、より一層、利用者一人一人のニーズに合わせたサービスを提供するため、自立支援を軸とするプログラムの見直しを行い、デイサービスでの1日の過ごし方を利用者自身が決定することで、個々の目標達成を目指す。

項目	計画
機能訓練の充実・拡大に向けた専門職との検討会の実施	各館：年4回以上
プログラムの確立（レクリエーションなど）	各館：9月までに

イ. 介護者支援サービスの新設

要介護者とその家族が安心して住み慣れた場所での生活が続けられるよう、介護負担の軽減や介護力のサポートとして、ニーズの高い「洗濯、理美容、夕食弁当」などの新たな介護者支援サービスを実施するための検討を行う。実施可能なものから随時開始することで、利用者満足度の向上と新規登録者の獲得を図る。

項目	計画
介護者支援サービス導入の検討（生活相談員会議において）	全館：月1回以上（8月まで）
新たな介護者支援サービスの実施	各館：9月までに

ウ. 先進的介護技術の習得

重度な要介護者の利用拡大のため、また、利用者及び介護職員双方の身体的な介護負担軽減を図り、介護職員の腰痛を予防するため、更に、安全かつスムーズな支援を行うため、介護技術指導者の育成を図る。

項目	計画
【新規】介護技術指導者の育成のための研修履修	9月までに
【新規】介護技術の見直し・検討・習得（介護技術指導者が各館を巡回）	各館：年4回以上

エ. ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステム（介護業務支援ソフト）を再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないよう、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
システム活用検討会の開催 (生活相談員会議・看護師会議において)	全館：年４回以上
新たな機能の活用と情報共有	各館：随時

4. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）

（1）事業の概要

認知症の方を対象として、日常生活を営む上で支障となる状態を改善するため、日帰りで入浴・排せつ・食事などの介助や機能訓練などの支援を行い、認知症になっても住み慣れた環境で、より安定した生活を継続できるようサポートする。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
高年者デイサービスほのぼの	46.1	40.7	25.5	50.0
中央デイサービスほのぼの	58.3	44.7	34.8	50.0
北部デイサービスほのぼの	56.8	56.9	64.1	65.0
平均	53.7	47.4	41.5	55.0

（3）利用計画に対する取組み

利用者が心穏やかに過ごし、かつ適度な運動によりADL（日常生活動作）を維持できるよう取り組む。利用者と家族の双方が安定した精神状態を維持することで、可能な限り在宅介護が継続できるようサポートし、稼働率の維持・向上につなげる。

毎月の居宅介護支援事業所への訪問を欠かさず実施し、利用者の心身の状況変化について情報提供するとともに、他のサービス利用時の状況についての情報を収集する。サービスの個別化に取り組むことで、利用者のみならず、介護者・家族の満足度を向上させる。更に、定期的に発行しているデイサービス通信は、特色が一目で分かるよう見直しを図り、介護支援専門員との連携を深め、新規契約者の獲得につなげる。

（4）重点取組事項

ア. 若年性認知症に特化したプログラムの構築

認知症対応型通所介護事業所の役割として、今後増加が見込まれる若年性認知症の方を適切に受け入れられるよう、現状及びニーズなどの把握を行い、若年性認知症に特化したプログラムを構築する。このため、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修を推進し、専門性の高い職員の育成を図る。

項目	計画
プログラム検討会の開催	各館：月1回
プログラムの構築	各館：3月までに
認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修の履修率向上	各館：1人

イ．認知症の理解を目的とした地域連携の強化

認知症の方が地域社会において尊厳を保持しつつ、他の人と共生ができるよう、本人や家族が主体的に地域と関わっていただけるための環境づくりとして、認知症の理解を目的としたやさしい地域づくりに向けた地域連携の強化を行う。また、介護者同士が情報や意見交換、介護者の心情の共有を目的として集う場を提供する。

項目	計画
地域交流の実施（老人福祉センター、地域包括支援センターとともに、認知症サポーター養成講座や認知症カフェなどを開催）	各館：年1回以上
【新規】キャラバン・メイトの育成	各館：1人
家族参加型イベントの開催	各館：年2回以上
家族懇談会（意見交換会）の開催	各館：年1回以上

※キャラバン・メイトとは、「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務めることができる者である。

ウ．介護ロボット（コミュニケーション支援）の導入

認知症状の進行を少しでも遅らせるため、コミュニケーション不足の解消や癒し効果のあるコミュニケーション支援用の介護ロボットを導入する。

項目	計画
【新規】介護ロボットの導入（1台）	高年者・中央：6月までに
【新規】介護ロボットの検証及び周知	高年者・中央：導入後月1回

エ．ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほぼ全てのシステム（介護業務支援ソフト）を再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないよう、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
システム活用検討会の開催 （生活相談員会議・看護師会議において）	年4回以上
新たな機能の活用	各館：随時

5. ヘルパーステーション岡福

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者)、産前産後ホームヘルプサービス)

(1) 事業の概要

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者))

介護を必要としている方の自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、調理・洗濯・掃除などの家事援助、生活に関する相談や助言などの支援をする。

(産前産後ホームヘルプサービス)

出産前や出産後間もない時期に、体調がすぐれず、援助を必要としながらも、日中家族からの支援が受けられない方の自宅を訪問し、家事や育児、相談や助言などの支援をする。

(2) 利用計画

延べ訪問時間数(時間)

サービス種別	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
訪問介護(高齢者)	9,514	7,849	7,800	7,900
居宅介護・重度訪問介護 (障がい児・者)	3,038	2,780	2,500	2,600
産前産後ホームヘルプ サービス	520	380	400	500
計	13,072	11,009	10,700	11,000

(3) 利用計画に対する取組み

計画達成のためには、早朝、夕方、夜間の登録ヘルパーの確保が課題である。サービス種別に応じた個別対応ができるよう職員研修を充実させ、身体介護や家事援助のほか、移動支援や同行援護にも対応できる人材を増やす。また、登録ヘルパーの高齢化に対し、若い年齢層の人材確保に尽力する。

より継続性のあるサービス提供を行うため、職員間の情報共有や介護支援専門員などへ情報提供を行うことにより、信頼関係を築き、新規利用者の獲得へつなげる。

(4) 重点取組事項

ア. 人材育成の強化

利用者のニーズに合わせた専門的な知識や技術を向上できるよう、職場内研修を強化し、様々な対応ができる職員を増やす。2021年度は、新型コロナウイルスの緊急事態宣言時を除き、月に2回実施できたが、より専門的な知識を習得するため、他部署や専門職の協力、研修用映像資料などにより、障がい福祉事業や産前産後サービスの対応についての具体的、専門的な研修の機会を設ける。

項目	計画
法人内登録ヘルパー研修（介護技術向上）の充実	年 12 回以上
【新規】専門的知識（新生児・精神障がい者向け）向上のため、有資格者（保健師・精神保健福祉士など）や映像コンテンツなどによる勉強会の開催	年 2 回以上

イ．加算算定の安定化

認知症の方の様々なニーズに個別に対応するため、また、新たな収益を確保するため、認知症介護実践リーダー研修を職員に受講させ、算定可能な利用者を確保するため、居宅介護支援事業所に対し、当該加算についてPRをしていく。また、算定可能な状況かどうかを確認していく。

項目	計画
【新規】加算算定報告会の開催	月 1 回

ウ．ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステム（介護業務支援ソフト）を再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないように、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
システム活用検討会の開催	年 4 回以上
新たな機能の活用	随時

エ．保険外訪問サービスの提供

利用者満足度の向上と収益の確保を図るため、介護保険の対象外である庭の草むしりや家族分の調理など、きめ細やかな介護支援を行う。2021 年度に検討を行った保険外訪問サービスを開始し、稼働率を確保するため、居宅介護支援事業所に対して当該サービスをPRし、新規利用者の獲得につなげる。

項目	計画
【新規】居宅介護支援事業所へのPR	月 1 回以上

6. 養護老人ホーム

(1) 事業の概要

65 歳以上で環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難と判断された方を、岡崎市が措置により入所決定する。入所された方の自立及び社会復帰を目指し、個々の事情に寄り添いながら生活の援助を行う。

(2) 利用計画

入所者数各月計（人）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
措置入所	679	640	620	660

延べ利用日数（日）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
短期保護	948	305	610	730

(3) 利用計画に対する取組み

施設独自で営業活動を行うことは困難であるが、措置入所や短期保護の要請に速やかに対応できるよう、日頃から岡崎市との連携を図っていく。

(4) 重点取組事項

ア. 感染予防対策(新型コロナ)の取組みの継続

施設内において感染症が発生した場合であっても、適切に対応ができるよう、「新型コロナ感染症マニュアル」を作成し、随時、訓練及び見直しをしている。また、どのような状況下においても、入所施設としての事業を安定的に実施していくため、他部署への協力要請も視野に入れた養護老人ホーム単独の計画を、他事業も含めた複合的なものへ広げられるよう、他事業と情報の共有を図り、協力体制の協議を進める。

項目	計画
【新規】施設の全職員を対象にした研修	年 1 回以上
【新規】他事業との情報共有・協議	年 2 回以上

イ. 社会復帰に向けた支援の実施

社会復帰を希望する入所者の地域移行支援を行うため、生活の課題を整理、解決し、また、関係機関の調整を行う。同時に、地域移行後の継続支援も併せて行うことで、入所者の安定的な社会復帰を目指す。加えて、その他の入所者に対しては、引き続き役割を作ることで自己肯定感を高め、ポジティブな感情で自己決定ができるよう支援するとともに、地域社会との関りが持てるよう支援する。

項目	計画
【新規】地域移行検討会の開催	年2回
自発的活動（各種ボランティア活動など）の実現	年4回以上
地域活動への参加	年3回以上

ウ．短期保護事業における新たな加算の算定

2019年度から継続的に岡崎市と協議を重ねてきた新たな加算について、2021年度は、具体案を作成し、提示、協議した。新たな加算をより確実なものにするため、具体的な実施方法を再確認した上で、施設内に周知し、実施していく。

項目	計画
【新規】算定方法の確認	4月までに
【新規】収支状況の変動などの検証	年2回（9月末・12月末）

エ．ＩＣＴ（情報通信技術）の活用

事務の効率化を図るため、今までいくつかの管理用ファイルに分けて管理していた入所者情報を、ほのぼのシステム（介護業務支援ソフト）に統一することで、情報管理の一元化を目指すと同時に、他のツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、継続的に管理していくため、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、施設全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないよう、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
【新規】システムの再確認、試行	8月までに
【新規】タブレット端末の導入	9月までに
【新規】システム活用検討会の開催	年2回

<公益事業>

7. 居宅介護支援事業所

(1) 事業の概要

介護を必要とされる方が、自宅で必要なサービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状態や生活環境、本人や家族のニーズに基づき、ケアプランを作成する。主治医やサービス提供事業所、その他関係機関がスムーズに協働できるよう、連絡・調整を行う。

(2) 利用計画

ケアプラン作成件数（件）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	1,933	1,991	2,084	1,992
中央居宅介護支援事業所	1,583	1,634	1,739	1,632
北部居宅介護支援事業所	1,396	1,538	1,584	1,584
南部居宅介護支援事業所	1,604	1,634	1,534	1,632
西部居宅介護支援事業所	1,497	1,513	1,514	1,500
東部居宅介護支援事業所	1,599	1,676	1,716	1,992
計	9,612	9,986	10,171	10,332

予防ケアプラン受託件数（件）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	273	266	216	120
中央居宅介護支援事業所	411	258	203	96
北部居宅介護支援事業所	314	242	169	96
南部居宅介護支援事業所	289	171	174	192
西部居宅介護支援事業所	381	229	137	96
東部居宅介護支援事業所	273	219	193	120
計	1,941	1,385	1,092	720

※予防ケアプランは、地域包括支援センターが主に作成し、居宅介護支援事業所では、地域包括支援センターで担当できない要介護者のケアプラン作成を主に担当している。

(3) 利用計画に対する取組み

質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整え、客観的な指標である特定事業所加算の算定要件を満たすことで事業所としての信頼を得る。ケアプランの作成件数は、需要と介護保険制度で示される担当件数とのバランスを見ながら、依頼を受ける担当者間や事業所間での偏りがないうよう連携し、適正かつ経常収支の黒字拡大につながる件数管理を行う。

(4) 重点取組事項

ア. 自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実施

自立支援・重度化防止の推進の観点から、利用者の尊厳の保持及び自立支援に資する質の高いケアマネジメントを実施するため、地域包括ケアシステムにおけるコミュニティケア会議に参加する。

項目	計画
コミュニティケア会議などへの参加	各館：年2回以上
【新規】事業所内ミーティングの充実	各館：月1回以上

イ. 複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化

複合化・複雑化する支援ニーズに対し、質の高い支援を行うため、多機関との協力・連携を行うことで、地域にある社会資源を把握するとともに、より多くの事例を共有することにより、支援力を強化する。

項目	計画
事例検討会の開催	全館：年1回以上 各館：(他事業所向け、 自事業所向け) 各年1回以上

ウ. ICT（情報通信技術）の活用

より一層の業務効率化を図るため、2019年度に導入したほのぼのシステム（介護業務支援ソフト）を再確認し、ツールや未使用機能など、効率化につながる機能を抽出し、試行する。また、検討会を開催し、効果のある機能を検証し、事業全体で活用する。更に、個々の職員間に差が出ないよう、業務遂行能力の均一化・平準化を図るため、日頃から職員同士の技術交流に努める。

項目	計画
システム活用検討会の開催	全館：年4回以上

エ. 情報発信力の強化

利用者アンケートでの利用者からのご意見を受け、介護をする上での困りごとに対し、参考となる情報を収集・検討し、発信する。

項目	計画
【新規】「ケアマネ知恵袋」の発行・ホームページへの掲載	年1回

8. 地域包括支援センター

(1) 事業の概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施する。

(2) 利用計画

相談件数（件）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
高年者地域包括支援センター	8,841	12,833	14,000	12,000
ふじ地域包括支援センター	9,164	10,046	10,500	10,000
中央地域包括支援センター	9,567	9,802	9,000	10,000
北部地域包括支援センター	11,759	10,776	11,800	11,000
南部地域包括支援センター	11,361	13,100	15,800	13,000
西部地域包括支援センター	13,298	12,509	13,600	13,600
東部地域包括支援センター	12,098	15,371	18,000	16,000
計	76,088	84,437	92,700	85,600

(3) 利用計画に対する取組み

地域包括支援センターに求められている「地域の特性を活かした地域包括支援ネットワークの構築」を進めるため、目標を具体化して、計画的に実行する。個々の職員が自身のキャリアに合わせた役割を担い、計画に対する実施の過程を可視化しながら実行することにより、地域の自立と地域の諸問題の解決を支援する。

(4) 重点取組事項

ア. 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者の自立支援、重度化防止、医療との連携を図るとともに、認知症高齢者を支えられる地域づくりなど、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組みを推進する。

項目	計画
【新規】デジタル化に対応する講座開催	高年者：年2回以上
認知症高齢者声かけ訓練の実施	高年者：年1回以上
認知症カフェの開催	中央：年6回以上 東部：年6回以上
【新規】地域巡りウォーキングの検討	北部：年2回以上
防災キャンプ、公園活用方法の検討	北部：年14回以上

項目	計画
【新規】お散歩ビンゴの実行委員会立上げに向けた検討会の開催	南部：年2回以上
地域づくりを担う人材の発掘（リレーインタビューの実施）	西部：3月までに
介護予防に向けた地域との啓発活動（ウォーキングイベントの開催）	西部：年3回以上
【新規】移動手段確保のための取組みの実施	東部：年4回以上
【新規】地域で楽しく歩く仕組みづくり（ふじ版お散歩ビンゴの実施）	ふじ：1月までに

イ. 地域ケア会議などの充実

「地域共生社会」の構築に向け、地域住民に身近な小学校区などの圏域で、住民や地域の多様な主体が参画し、主体的に地域における課題を把握し、解決するための地域づくりを支援する。

項目	計画
協議体の立上げ支援（高年者：美合学区、ふじ：小豆坂学区、南部：六ツ美北部学区）	2月までに
みどりのなかま（緑丘学区協議会）開催の後方支援	高年者：月1回
梅園協議会、K C B M、次世代の会への参加	中央：年10回以上
細川学区協議会の開催 奥殿学区協議会の開催	北部：年6回以上 北部：年6回以上
六西福祉を考える会の開催	南部：月1回
矢作東学区協議会の開催 矢作西学区協議会の開催	西部：年2回以上 西部：年10回以上
本宿学区協議会の開催 竜谷学区協議会の開催 山中学区協議会の開催 藤川学区協議会の開催	東部：年2回以上 東部：年2回以上 東部：年2回以上 東部：年2回以上

ウ. 複合化・複雑化する支援ニーズに対応する支援力の強化

8050問題やダブルケア、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラーなど、世帯単位で複合化・複雑化した課題が増加する傾向にある。「地域共生社会」の構築に向け、既存の縦割り支援では補いきれない課題を多機関が連携して解決できるよう、より多くの事例に接することにより、支援力を強化する。

項目	計画
事例検討会の開催	全館：月 1 回 (6 月から 2 月まで)

エ．人材育成の強化

様々な専門職や異なる経験年数の職員全員が、一つのチームとしてそれぞれの役割を果たし、機能できるよう、実践的な知識と経験を身に付ける。

項目	計画
課題目標を明らかにした O J T の実施	各館：11 月までに

オ．情報発信力の強化

地域包括支援センターの周知のため、紙媒体だけでなく W e b 媒体も利用しながら、より多くの方に向けた情報発信を行う。

項目	計画
【新規】情報発信方法の検討会の開催	全館：年 6 回以上
【新規】ホームページや S N S を利用した地域に向けての情報発信	各館：2 月までに

9. 要介護認定調査事業

(1) 事業の概要

保険者（市町村）から委託を受け、本人や家族から心身の状態の聞き取りを行い、「どの程度の介護を受けているか」、「どのくらいの介護が必要か」について調査する。

(2) 利用計画

調査件数（件）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
要介護認定調査事業	924	717	845	840

(3) 利用計画に対する取組み

収入を維持するため、岡崎市からの委託内容に沿い、市内の依頼を全て受託する。また、他市町村からの委託については、業務を調整の上、最大限の件数を受託する。

(4) 重点取組事項

ア. 収支バランスのとれた事業運営

認定調査件数の需要を踏まえ、受託件数の決め方を岡崎市と協議し、収支バランスのとれた安定した事業を展開する。

項目	計画
受託件数の決め方について岡崎市と協議	8月までに

10. 法人後見事業

(1) 事業の概要

事業団が成年後見人、保佐人又は補助人となり、親族などが個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行う。本人に代わって預貯金の管理や、福祉サービスの利用に係る契約行為、不利益な契約をした際の取消しの手続きなど、権利保護の支援を行う。

(2) 利用計画

契約者数延人数各月計（人）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
法人後見事業	112	120	120	120

(3) 利用計画に対する取組み

社会福祉法人の地域貢献の一環と位置付け、裁判所や岡崎市成年後見センター、地域包括支援センターとの連携を進めていく。収支状況を勘案し、今後当面の間は、積極的な新規受任は見合わせる。新規依頼者には、他機関への紹介などで対応する。

(4) 重点取組事項

ア. 安定した支援体制の構築

支援を担う職員が、支援方針を1人で抱え込むことのないよう、法人内外の専門職を交えたケース検討や情報共有を定期的に行い、本事業の質を担保する支援体制を構築する。また、複数の職員がかかわることで、事業団が受任している案件を共有する体制を、同時に構築する。

項目	計画
顧問弁護士との共有・相談	年2回以上
業務運用委員会（外部の専門家とのケース検討）の開催	年1回
【新規】法人内の関係職員とのミーティングの強化	月1回

11. 福祉人材育成事業

(1) 事業の概要

人材確保、人材育成を目的とし、更に地域貢献を推進するとともに、福祉事業に携わる人材の育成や家族介護者のスキルアップを目的とした研修・講座などを開催する。

(2) 利用計画

受講者数（人）

研修名称	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
介護職員初任者研修	6	—	—	—
介護に関する入門的研修 (岡崎市受託)	—	中止	20	20
介護に関する講座 (事業団独自)	—	—	—	20

(3) 利用計画に対する取組み

福祉人材の確保・育成が課題となっているため、岡崎市独自の研修の受託を目指すとともに、事業団独自の講座を開催する。2021 年度は、岡崎市から「介護に関する入門的研修」を受託したが、今後も受託し開催していきたい。

(4) 重点取組事項

ア. 研修等開催方法の見直し

人材確保、人材育成を目的として、2016 年度に介護職員初任者研修を開始した。受講者の増加を目指し、広報活動の強化やキャッシュバック制度の導入などを実施したが、受講者は4年間減少し続けたため、2019 年度で休止した。

2020 年度から岡崎市からの受託事業を実施しているが、補助金事業であり、継続性が不明なため、事業目的を達成できる事業団独自の講座を検討し開催する。

項目	計画
【新規】新規講座の検討会の開催	月1回（9月まで）
【新規】新規講座の開催	高年者：年1回

イ. 地域に向けての勉強会などの開催

老人福祉センターや地域包括支援センターなどと協働し、介護や介護予防の勉強会を開催する。この勉強会をきっかけに、事業団や介護などに興味を持ってもらい、ボランティア活動や雇用につなげていく。

項目	計画
勉強会などの開催	年7回以上

12. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）

（１）事業の概要

60 歳以上の方を入居対象とし、食事の提供や 24 時間体制の安否確認のほか、必要に応じた生活援助や緊急時の対応、季節ごとの行事やレクリエーションを提供する。また、介護が必要になった場合は、ケアマネジャーにつなぎ、訪問介護や通所介護などの外部サービスを利用し、入居生活を安心して継続できるよう支援する。

（２）利用計画

入居室数各月計（室）※全月満室=420

入居区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
入居金償却方式（旧契約）	330	297	255	254
家賃方式（新契約）	85	123	164	166
計	415	420	419	420

（３）利用計画に対する取組み

新規入居者及び待機者を確保するため、ホームページやパンフレットなどの広報活動により、広域的な PR を実施する。また、地域包括支援センター、老人福祉センター、老人クラブなどへ説明を行うことで、「ゆとりの里」の存在を知ってもらい、安定的な入居者の確保に努める。

（４）重点取組事項

ア．オプションサービスの安定化

入居者の安心した生活の質を高められることで満足度を高めるため、オプションサービスについて入居者へ周知し、必要な支援が受けられる環境を整備する。また、新たな料金体制でのサービス提供に課題がないかをオプションサービス報告会で確認する。

項目	計画
オプションサービス報告会の開催	月 1 回以上
【新規】入居者への情報提供	月 4 回以上

イ．施設の在り方の検討（施設修繕計画を含む）

健全で快適な施設を今後も維持するため、2021年度に施設修繕計画を検討・策定した。これを基に、今後の施設の在り方を検討する。

項目	計画
【新規】在り方検討会の開催	月 1 回以上（10 月まで）
【新規】在り方検討会の報告書の作成	10 月までに

ウ．広報活動の充実

視覚的な広報活動の充実のため、ホームページを定期的に更新し、「ゆとりの里」をアピールする。また、地域の活動の場などに説明会の機会を設けられるよう調整する。定期的に入居者の日頃の活動などの情報発信を行う。

項目	計画
情報発信方法検討会の開催	年3回（8月までに）
【新規】地域への情報発信	年2回以上

エ．身体機能の維持及び健康面の支援の継続

定期体操は、岡崎ごまんぞく体操の要素を取り入れ、理学療法士による評価や指導のもと、週1回を継続する。自宅での反復運動を行うことで筋力が向上し、ADL（日常生活動作）のレベルを維持し、現状の生活を続けていくことができるという意識を高める。健康診断の実施のほか、必要に応じて看護師に健康面の相談ができる体制を継続して確保し、入居者の身体の変化の早期発見に努める。

項目	計画
岡崎ごまんぞく体操の実施	週1回
健康診断の実施	年2回
看護師相談の実施	随時

【3】障がいサポート課

1. 障がいサポート課総務班

(1) 事業の概要

課内の庶務的な事務を行うとともに、各事業を統括する。

(2) 重点取組事項

ア. 虐待防止委員会の設置・運営

2022年4月から改正障害者虐待防止法の施行により、虐待防止のための対策を検討する委員会や責任者の設置及び職員への研修実施が義務化される。既存の施設長会議やリスクマネジメント委員会などと同時期に実施するなど効率的に運営する。

項目	計画
【新規】虐待防止委員会の設置	4月までに
職員への研修実施	年1回以上

イ. 新規事業の検討・実施

2022年1月に購入した土地（美合町）に障がい児通所支援事業所を建設し、2023年4月に開設する。また、利用ニーズを見極め、新規事業の検討をし、実施に向けて課内及び事業団内での協議・実施を主導する。

項目	計画
障がい児通所支援事業所の建築	1月までに
障がい児通所支援事業所の開設	2023年4月から
新規事業の検討	7月までに
新規事業の実施準備	3月までに

ウ. 事務効率化の推進

デスクネッツ（事業団内グループウェア）のさらなる活用推進や業務連絡などの事務効率化を推進する。

項目	計画
デスクネットワークフロー申請書様式の新規作成	年10個以上
その他事務効率化の具体策実施	年5つ以上

<社会福祉事業>

2. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）

（1）事業の概要

（就労移行支援）

就労を希望する 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動や職場体験などの機会を提供して、必要な知識の習得や能力向上のための訓練、就労に関する相談や支援、就労後の職場定着のためのサポートなどを行う。

（就労定着支援）

就労移行支援などを利用して通常の事業所に雇用された方の就労の継続を図るため、企業や障がい福祉サービス事業所、医療機関などと連携をとり、雇用により生じる問題に関する相談、指導及び助言を行う。

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
就労移行支援	72.8	69.2	86.1 (112.0)	86.6 (133.3)
就労継続支援B型	110.7	105.5	105.0	108.3

※カッコ内は施設外就労を含めた稼働率

就労定着支援件数（件）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
就労定着支援	—	10	28	36

※主たる事業に付随する事業として就労移行支援のサービス区分に含める。

（3）利用計画に対する取組み

（就労移行支援）

安定的に就職者を輩出するために、企業との連携強化、新規開拓を行う。また、高水準の工賃が還元できる企業での施設外就労を活用し、就労内容を体験することで、長期就労につながるよう支援する。他に、新規利用者獲得のため、PRを行う。

（定着支援）

就職後 6 か月のフォローを重点的に行う。利用者のみでなく家族、就職先企業とも連携を密にして、安定した雇用を実現する。

(就労継続支援 B 型)

自動車製造業の請負作業が資材確保困難などの影響により低調となる時期が長期化している。その企業に安定した請負作業を提供していただくよう交渉するとともに、他の請負作業の開拓を検討、実施する。

(4) 重点取組事項

ア. サービス内容の充実（就労移行支援）

2021 年 6 月から龍北総合運動場内の環境整備・清掃業務（1 日利用者 2 人）、2021 年 10 月から一般企業（1 日利用者 3 人）の施設外就労を始めている。実際に会社で働くことによる経験や工賃（収入）を得る喜びを就職へとつなげる。利用者にマッチングした企業への見学、実習の開拓を行う。また、企業へも丁寧に障がい者雇用について説明する。

項目	計画
施設外就労の実施	年 230 日以上
実習先の新規開拓	年 2 か所以上

イ. 請負作業の充実（就労継続支援 B 型）

年々減少している作業工賃に対して、企業へ作業量を増やすための交渉を行う。のぞみの家と協力して、お互いの事業所が安定した工賃を獲得できるように調整する。また、リフト付きトラックも両施設で有効に使用することで、利用者及び職員の負担を減らし、作業効率を上げるようにする。

2022 年 4 月から、のぞみの家と一緒に中央総合公園内の環境整備を施設外支援として始める予定である。

項目	計画
作業工賃の向上	年間 360 万円以上
【新規】のぞみの家との作業協力	請負 2 社以上

ウ. 送迎サービスなどの充実

福祉の村 3 施設（希望の家、のぞみの家、そだちの家）において、送迎サービスを充実することで稼働率の維持向上を図る。請負作業搬入出用をリース車両へ移行することで安心・安全に走行できるようにする。

項目	計画
送迎対象利用者の増員	年 2 人以上
【新規】リース車両への移行	7 月までに

3. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）

（1）事業の概要

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の主に知的障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（生活介護）

18 歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援や創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
就労継続支援B型	111.2	113.3	98.6 (112.0)	101.7 (115.7)
生活介護	101.3	90.1	90.0	94.0

※カッコ内は施設外就労を含めた稼働率

（3）利用計画に対する取組み

地域における障がい者（知的・身体・精神・難病）が個人のニーズに合わせて利用できる施設となるよう取り組む。

（4）重点取組事項

ア．施設外就労、請負作業の充実（就労継続支援B型）

施設外就労の有効性をアピールして、特別支援学校卒業生や在宅の利用者を獲得できるようにする。請負作業では、複数の会社と取引を行い、特性やニーズに沿った作業の種類を確保する。

項目	計画
施設外就労対象利用者増員	年3人以上
【新規】希望の家との作業協力	請負2社以上

イ．利用者の主体性や経験を重視した支援（生活介護）

現在も行われているが、利用者ミーティングをより意識して利用者の自己決定の機会を増やす。特に知的障がいのある利用者は、経験することにより理解が進むので外出の機会を増やし社会性を養う。また、レクリエーションを行うことで通所の楽しみを増やす。

項目	計画
利用者ミーティングの実施	年10回以上
外出及びレクリエーションの実施	年6回以上

ウ．送迎サービスの充実

福祉の村３施設（希望の家、のぞみの家、そだちの家）において、送迎サービスを充実することで稼働率の維持向上を図る。

項目	計画
送迎対象利用者の増員	年３人以上

4. そだちの家（生活介護）

（1）事業の概要

18歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援、創作活動、生産活動、身体機能の向上などを通して、日常生活を充実するためのサービスを提供する。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
生活介護	82.5	84.6	88.5	90.0

（3）利用計画に対する取組み

みあい特別支援学校や相談支援事業所に年5回以上訪問し、連携の強化及び新規利用者を積極的に受け入れる。リハビリの内容を見直し、利用者や家族にとって、より良いサービスを提供する。欠席が続く利用者に対し、電話連絡や家庭訪問を実施して長期化しないよう対応する。

（4）重点取組事項

ア．強度行動障がい支援の強化

強度行動障がいの利用者の方が増加しているため、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置し、より専門性の高い支援計画の作成と支援を提供して行動障がいの軽減を図る。

項目	計画
強度行動障がい支援計画の作成	9月までに
強度行動障がい支援の実践	10月までに

イ．実習生受入れの強化

みあい特別支援学校高等部の実習を3年生だけでなく2年生以下も積極的に受け入れる。実習は1回に限らず、特別支援学校や保護者の要望があれば複数回の実習を受け入れる。

項目	計画
特別支援学校実習生の受入れ	年10回以上
特別支援学校と連絡調整	6月までに

ウ．リハビリの計画作成、実施の充実

こども発達センター体育館を利用したリハビリ計画を立て、身体機能の維持向上と精神的安定を図る。

項目	計画
【新規】体育館を使用したリハビリ計画作成	5月までに
【新規】体育館を使用したリハビリの実施	月4回以上

エ. 送迎サービスの充実

福祉の村3施設（希望の家、のぞみの家、そだちの家）において、送迎サービスを充実することで稼働率の維持向上を図る。

項目	計画
送迎対象利用者の増員	年3人以上

5. にじの家（生活介護、日中一時支援）

（１）事業の概要

（生活介護）

18歳以上の主に身体と知的に障がいのある方に、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（日中一時支援）

小学生以上の主に身体障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
生活介護	86.1	92.7	95.0	98.0
日中一時支援	40.9	43.4	44.0	45.9

（３）利用計画に対する取組み

在宅で過ごす重度重複障がい者の受入れ施設として、相談支援事業所や関係機関と連携を図り利用者のニーズに合わせた支援を行う。また、医療的ケアを必要とする障がい児者が安心して利用できる施設としての機能を果たすために必要な医療機器などの設備を整える。

（４）重点取組事項

ア. 利用者の健康状態を把握し、利用の促進を図る。

利用者の高齢化により体調不良などで休まれる方が増えている。福祉の村内で行う定期健診や内科検診を看護師と衛生委員が協力して行う。また、利用者の健康状態を把握するために定期的に打合せを行い、利用者の体調管理を行う。

項目	計画
障がいサポート課看護師会議の実施	年6回以上
【新規】看護師及び衛生委員との打合せの実施	年4回以上

イ. 関係機関との情報共有

岡崎特別支援学校からの体験実習及び愛知県三河青い鳥医療療育センターからの利用者の受入れなど定期的に関係機関と情報交換を行う。また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な利用者の受入れを行う。

項目	計画
各関係機関担当者との情報共有	月 1 回以上
【新規】医療的ケア児等コーディネーターを配置し、定期的な相談窓口の設置	月 1 回以上

ウ．個別リハビリの充実

利用者が健康な状態を維持しながら通所が継続してできるように、愛知県三河青い鳥医療療育センターと連携し、巡回相談による指導の下、個別リハビリの充実を図る。また、ホットパックを使い、緊張緩和や疼痛軽減、血行改善などを目的とした利用者の身体機能の向上を図る。

項目	計画
愛知県三河青い鳥医療療育センター巡回相談の実施	3 月までに
【新規】ホットパック導入	4 月から

エ．送迎車両入替えに向けた取組み

現在使用している送迎車両 2 台がそれぞれ、メンテナンスサポートが終了し更新時期を迎えている。入替えにより、安心安全な送迎サービスを提供する。

項目	計画
【新規】リース車両への移行	12 月までに

6. 友愛の家（地域活動支援センター）

（１）事業の概要

障がいのある方を対象に、教養や健康の維持向上のための各種講座、創作的活動や生産活動の機会、地域交流の場を提供する。

（２）利用計画

延べ利用者数（人）

利用者区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 （見込）	2022 年度 計画
来館者	76,135	60,537	65,000	70,000
講座利用者	10,204	4,909	7,500	8,000

（３）利用計画に対する取組み

講座やイベントについて、アンケートなどをもとに検証を行い、ニーズや集客性が高いものや新たな講座やイベントを開催する。

（４）重点取組事項

ア．イベントの整理とサービスの機能強化

施設の認知度を高め、イベント後の利用につながる内容を提供するとともに、施設事業を幅広く広める取組みを行う。

項目	計画
イベントの整理と目的にあわせた実施	年４回以上
【新規】友愛の家出前講座の検証、導入の可否の決定	年３回の試験実施 10月末までに判断
貸出制度の充実	12月末まで

イ．広報活動の強化による新規登録者の獲得

新型コロナの影響により、講座が開催されていない、感染への懸念などを理由に利用者数が減少している。利用の復帰の呼掛けや新規利用者の獲得が急務であり、多くの方に利用していただけるようにPRを積極的に行う。

項目	計画
特別支援学校、相談支援事業所にパンフレットやチラシの配付、PRの実施	年10回以上
障がい者、支援者の新規登録増加	障がい者：120人以上 支援者：年90人以上
【新規】SNSの活用のための調査と検討を実施し、導入の可否を判断	10月末まで

7. 福祉の村相談支援事業所

(1) 事業の概要

障がいのある方や家族・関係者からの地域での生活・福祉に関する相談（2019年度までの北部地域に加え2020年度からは西部地域も担当している。）を行う。また、障がい福祉サービスや障がい児通所サービスなどの利用のための情報提供や利用計画の作成、サービス支給決定後の継続支援・連絡調整などを行う。

(2) 利用計画

計画書作成件数（件）

サービス区分	2019年度	2020年度	2021年度 (見込)	2022年度 計画
相談支援	2,878	2,984	3,156	3,840

(3) 利用計画に対する取組み

障がい児者の自立した生活を支えるためにサービス提供事業者と総合的な援助方針を立てるため、利用計画（計画相談支援・障がい相談支援）の作成を行う。また、利用計画の評価、見直しのために継続支援を行う。

作成件数は1か月当たり、障がい者135件（利用計画35件、継続支援100件）、障がい児185件（利用計画130件、継続支援55件）を目標とし、切れ目のない相談支援体制の強化を図る。

(4) 重点取組事項

ア. 関係機関との連携強化

本人を中心に、保育・教育・サービス提供事業者及び行政機関とネットワークを構築し、同じ方向性・統一性をもって円滑な支援ができるようにする。また、障がいのある方のニーズを把握するため、当事者団体と意見交換を積極的に行う。

医療的ケアが必要な障がい児などの支援をするため、医療機関と事業所をつなぐ役割を担う医療的ケア児等コーディネーターを増員し、支援体制の強化を図る。

項目	計画
こども発達センターと地域の保育・教育機関のネットワーク構築を目的とした打合せの実施	月1回以上
【新規】医療的ケア児等コーディネーターを増員し、定期的な相談窓口を設置	月1回以上

8. こども発達支援センター

(児童発達支援センター、岡崎市療育的支援事業、日中一時支援、保育所等訪問支援)

(1) 事業の概要

(児童発達支援センター)

未就学の心身の発達に心配のある子、又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

(岡崎市療育的支援事業)

就園前で発達に心配のある実施年度における満3歳になる子(2歳児)と保護者などに対し、小集団において発達の遅れや発達の特性への気づきや理解を支援し、迅速に適切な支援機関に結びつける。

(日中一時支援)

単独通所を利用している児童の保護者のうち、両親ともに平日常勤で勤務している方が仕事と療育利用の両立をしやすくするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守りを行う。

(保育所等訪問)

保育所や幼稚園などに在籍している障がいのある児童が、集団生活の中で安心して過ごせるように、保護者や訪問先の担当職員に専門的な助言や支援を行う。

(2) 利用計画

児童発達支援センター稼働率(%)

サービス区分	2019年度	2020年度	2021年度 (見込)	2022年度 計画
児童発達支援	平日 104.9	平日 105.8	平日 105.0	平日 105.0
	土曜 30.3	土曜 24.3	土曜 30.0	土曜 40.0
	全体 92.1	全体 91.8	全体 92.0	全体 95.0

岡崎市療育的支援事業(人)

サービス区分	2019年度	2020年度	2021年度 (見込)	2022年度 計画
児童発達支援(※)	—	263	590	648

※2021年度から実施会場が増えた(1か所→2か所)。

日中一時支援稼働率(%)

サービス区分	2019年度	2020年度	2021年度 (見込)	2022年度 計画
児童発達支援(※)	38.2	62.4	76.0	50.0

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

保育所等訪問件数(件)

サービス区分	2019年度	2020年度	2021年度 (見込)	2022年度 計画
保育所等訪問	151	159	168	180

(3) 利用計画に対する取組み

(児童発達支援センター)

親子通所の保護者に対して、療育の必要性、通うことのメリットを契約時に伝え、利用の促進を図る。また、親子通所の児童は、低年齢のため家庭から集団に入ることでの環境の変化、季節の変わり目などで体調を崩しやすく当日のキャンセルも多いため、利用日数を決める際は、キャンセルを見込んだ利用予定を立て、稼働率の向上を目指す。単独通所については、年度途中からの受入れについて柔軟に対応する。

保育後療育については、医療センターからの紹介及び就園後の園生活への不安などから、療育の継続を希望するニーズが年々高まっている。少人数の支援を強化し、園生活の不安軽減を図る。

(岡崎市療育的支援事業)

児童と保護者のかかわりが増える遊びを取り入れながら、保護者が相談しやすい雰囲気づくりに努める。また、児童の課題を保護者と共有し、解決に向けて専門的視点から助言を行う。事業運営に当たり、こども発達相談センター、岡崎市など関係機関との連携を強化する。

(日中一時支援)

児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

(保育所等訪問)

センターから地域の園へ移行又は支援級などに入学した児童の移行児訪問をできる限り早期に実施し、必要な児童については保育所等訪問支援の利用を促す。センターまで足を運ぶことが難しい保護者に対しては、電話や書面、訪問などで報告をする。

(4) 重点取組事項

ア. 1歳児親子通所の受入れ

現在土曜日にすだちで受入れをしている1歳児を、より安全な環境で療育をするために設備が整っているこども発達支援センターに移し、土曜日の稼働率向上を図る。

項目	計画
【新規】1歳児親子通所の受入れ	土曜日稼働率40%以上

イ. 市内公立保育園と職員交換研修の実施

市職員と職員がともに発達障がい児の理解、知識及び技術などを高め合うことを目的に実施する。実施結果から課題などの検証を行い、実施の拡大を図る。

項目	計画
市内公立保育園と職員交換研修の実施	年5回以上

ウ. 単独通所の途中入所受入れ強化

転入及び在宅からの利用希望があった際に関係機関との情報共有や検討を行い、児童及び保護者が安心して利用できる環境を整え、柔軟に受入れを行う。

項目	計画
単独通所児の年度途中の受入れ	年3人以上

エ．職員の資質向上

職員の知識、技術の向上を目的として障がい児通所支援事業所、障がい者施設での体験を実施し、各事業内容の理解と支援方法を学び、自施設の療育に活かす。

項目	計画
児童発達支援事業（みどり・すだち）の体験	9月までに3人以上 （新規採用職員対象）
放課後等デイサービス（あずき・みどり・すだち）の体験	10月までに3人以上 （採用3年未満職員対象）
法人内障がい者施設（そだち・のぞみ）の体験	10月までに3人以上 （新規採用職員対象）

9. こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（１）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の心身の発達に心配のある子、又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外体験などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
児童発達支援	—	93.8	95.0	110.0
放課後等デイサービス	—	116.4	115.0	115.0

（３）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供を行う。

（児童発達支援）

土曜日利用の1歳児を、より安全な環境で療育をするためにこども発達支援センターに移す。それに伴い、利用者数が少なかった土曜日を休業日とすることにより、収支バランスを改善する。

（放課後等デイサービス）

法人内の放課後等デイサービス事業所間で、登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル者数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（４）重点取組事項

ア．支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足してもらえる支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
【新規】放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2 か月に 1 回

イ．加算収入増加のための研修受講

自閉症や知的障がいに対する基礎的知識を学ぶとともに、今後増加すると思われる強度行動障がい児への支援の充実を図る。

項目	計画
【新規】強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講	7月までに1人受講

ウ．児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援をスムーズにすることを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
生活介護・就労支援事業所の体験利用	放課後等デイサービス：年5回以上

<公益事業>

10. みのりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）

（１）事業の概要

（短期入所・自立生活訓練）

一時的に家族による世話が受けられない障がいのある方に、短期間の宿泊ができる場を提供し、入浴、排泄、食事などの援助をする。

（日中一時支援）

小学生以上の主に知的障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
短期入所	100.6	100.5	98.0	100.0
日中一時支援	105.5	79.4	100.0	100.0

（３）利用計画に対する取組み

（短期入所・自立生活訓練）

週末（金～日曜日）に多くの申込みがあり、調整せざるを得ないことが頻発している。反対に平日（火～木曜日）は申込みが定員に達しないこともある。利用決定後に急きょキャンセルが生じるケースもあるため、他利用者に連絡し、稼働率維持に努める。

（日中一時支援事業）

平日夕方（他事業所利用終了後）と土日祝祭日及び学校休業日に多くの申込みがある。また、短期入所利用につなげるため、相談支援事業所などと連携し、契約者増加を図る。

（４）重点取組事項

ア．加算収入増加のための研修受講

重度障害者支援加算収入を増加（＋10単位）するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を受講させる。

項目	計画
強度行動障害支援者養成研修の受講	6月までに2人受講

イ．活動プログラムの充実

利用者や保護者からのニーズとして、他者との関係性の構築の支援を望む声が一定数あり、施設内での集団活動を充実させる。

項目	計画
【新規】集団での活動プログラムの充実	年6回

ウ．より利用しやすい申込みルール確立

2021年度は申込み方法簡便化のため、WEBや利用申込み書式の改善を実施した。更に推進するため、短期入所の月ごとの利用申込み時期の変更を実施する。

項目	計画
【新規】申込み月の変更	4月から

11. こども発達センター等管理事業

(1) 事業の概要

こども発達センターの総合受付業務として、利用案内、センター全体の支援・調整・託児室の運営、有料施設（体育館棟）の運営管理などを行う。

(2) 利用計画

延べ利用者数（人）

利用者区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
託児室利用者	1,581	1,995	1,736	2,000
有料施設利用者	25,722	24,629	33,500	35,000

(3) 利用計画に対する取組み

託児室は、利用者が減少する時期が続いていたが、少しずつ回復傾向にあり、継続した利用につなげる。また、有料施設は他の公共施設などが利用できなくなったことにより、利用者が増加しており、引き続き利用を働きかける。

(4) 重点取組事項

ア. 有料施設の利用促進

有料施設の利用を促進するための広報活動を積極的に行う。

項目	計画
【新規】ホームページの見直し	3 月末まで
福祉事業所への P R を実施	年 3 回以上
有料施設新規登録者の増加	年 15 件以上

イ. 利便性の強化

機器の導入や環境整備により、利便性・安全性を強化する。

項目	計画
【新規】コミュニケーションツールの充実	12 月末まで
【新規】調理体験室の利用環境の整備	12 月末まで
託児室の環境整備	12 月末まで

12. 放課後等デイサービスあずき

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外体験などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率 (%)

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
放課後等デイサービス	104.4	109.3	108.0	110.0

(3) 利用計画に対する取組み

児童の個々の特性に合わせた目標に向けて環境を整え、成長段階を意識したサービス提供を行う。当日キャンセルがあることも見込み、登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

(4) 重点取組事項

ア. 支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる）間での定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足してもらえる支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
【新規】放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2 か月に 1 回

イ. 加算収入増加のための研修受講

自閉症や知的障がいに対する基礎的知識を学ぶとともに、今後増加すると思われる強度行動障がい児への支援充実を図る。

項目	計画
【新規】強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講	7 月までに 1 人受講

ウ. 児童の移行支援の強化

法人内の連携を強化し、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援を実現することを目的に、法人内のサービス提供事業所で体験利用を実施する。

項目	計画
【新規】生活介護・就労支援事業所の体験利用	年 4 回以上

エ．職員の資質向上

職員の知識・技術の向上を目的として、こども発達支援センターの見学や体験を実施し、成長段階に応じた支援方法を学び、自事業所での支援に活かす。

項目	計画
こども発達支援センターの見学及び体験の実施	年3回以上

13. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（１）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の心身の発達に心配のある子、又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外体験などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
児童発達支援	103.1	105.2	115.0	115.0
放課後等デイサービス	91.0	102.9	110.5	112.5

（３）利用計画に対する取組み

児童の個々の特性に合わせた目標に向けて環境を整え、成長段階を意識したサービス提供を行う。

（児童発達支援）

保護者への報告により情報を共有することで信頼される事業所となるように努める。

（放課後等デイサービス）

当日キャンセルがあることも見込み、登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（４）重点取組事項

ア．支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる）間での定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足してもらえる支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
【新規】放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2 か月に 1 回

イ．加算収入増加のための研修受講

自閉症や知的障がいに対する基礎的知識を学ぶとともに、今後増加と思われる強度行動障がい児への支援充実を図る。

項目	計画
【新規】強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講	7月までに1人受講

ウ．職員の資質向上

職員の知識・技術の向上を目的として、こども発達支援センターの見学や体験を実施し、成長段階に応じた支援方法を学び、自事業所での支援に活かす。

項目	計画
こども発達支援センターの見学及び体験の実施	年3回以上

14. 【新規】放課後等デイサービスほたる（2022 年 6 月開所予定）

（１）事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、小集団活動、学習支援、作業活動、課外体験などを通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度 (見込)	2022 年度 計画
放課後等デイサービス	—	—	—	100.0

（３）利用計画に対する取組み

児童が安心して支援を受けられる環境を整え、年齢・能力に応じたサービス提供ができるようにする。法人内の放課後等デイサービス事業所間で登録者数のバランスが保てるように連絡調整を行う。また、キャンセル者数も見込んで登録人数を増やし、安定した稼働を目指す。

（４）重点取組事項

ア．支援の質・業務水準統一のための合同会議の実施

法人内の放課後等デイサービス事業所（すだち・あずき・みどり・ほたる）間で定期的な会議を行い、各事業所での問題点や新しい取組みなどを共有することで、支援の質や業務水準の統一を図り、児童・保護者に満足してもらえる支援を目指す。また、事業所間での協力体制を築くことで職員の負担均衡を図る。

項目	計画
【新規】放課後等デイサービス事業所間での合同会議	2 か月に 1 回

イ．加算収入増加のための研修受講

自閉症や知的障がいに対する基礎的知識を学ぶとともに、今後増加すると思われる強度行動障害児への支援の充実を図る。

項目	計画
【新規】強度行動障害支援者養成研修（基礎）の受講	7 月までに 1 人受講

ウ．活動目的（効果）の共有化

活動別の目的（効果）表を作成して、職員間で共有する。活動内容や保護者フィードバック時に活用してサービスの向上につなげる。

項目	計画
【新規】活動目的（効果）表の作成・共有	10 月までに作成・共有

